



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急病院の認定</li> <li>○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正</li> <li>・道路の区域変更</li> <li>・道路の供用開始（2件）</li> <li>・公有水面埋立ての竣功認可</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域の指定</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者等</li> <li>・県営土地改良事業計画の決定</li> <li>・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（2件）</li> </ul> <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>医 療 政 策 課</p> <p>農 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>”</p> <p>港 湾 課</p> <p>砂 防 課</p> <p>管 財 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>砂 防 課</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
--	--

## 告 示

### 長崎県告示第65号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。  
 令和元年2月7日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
社会福祉法人十善会 十善会病院	長崎市籠町7番18号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
社会医療法人長崎記念病院	長崎市深堀町1-11-54	令和2年2月1日	令和5年1月31日
医療法人保善会 田上病院	長崎市田上2丁目14番15号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
一般社団法人日本海員掖济会 長崎掖济会病院	長崎市樺島町5番16号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5番1号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
社会医療法人春回会 井上病院	長崎市宝町6番12号	令和2年2月1日	令和5年1月31日

長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7番1号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
医療法人外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地	令和2年2月1日	令和5年1月31日
国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	佐世保市島地町10番17号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	佐世保市大和町15番地	令和2年2月1日	令和5年1月31日
地方独立行政法人 北松中央病院	佐世保市江迎町赤坂299番地	令和2年2月1日	令和5年1月31日
医療法人光善会 長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155番地2	令和2年2月1日	令和5年1月31日
市立大村市民病院	大村市古賀島町133番地22	令和2年2月1日	令和5年1月31日
独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2丁目1001-1	令和2年2月1日	令和5年1月31日
独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	令和2年2月1日	令和5年1月31日
医療法人宏善会 諫早記念病院	諫早市天満町2番21号	令和2年2月1日	令和5年1月31日
社会医療法人三校友会 宮崎病院	諫早市久山町1575-1	令和2年2月1日	令和5年1月31日
平戸市立生月病院	平戸市生月町山田免2965番地	令和2年2月1日	令和5年1月31日
小値賀町国民健康保険診療所	北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地 8	令和2年2月23日	令和5年2月22日

長崎県告示第66号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 8 畜産課関係						別表（第2条関係） 8 畜産課関係					
	補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の内 容、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対 象 者		補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の内 容、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対 象 者
	1～32 略						1～32 略				
33	長崎県A SF侵入 防止緊急 支援事業 費補助金	養豚農場 に野生動 物侵入防 護柵を設 置する取 組を支援	養豚経営体等 が地域侵入防 止計画に基づ いて実施する 野生動物の侵 入に対する防	4分の1 以内。た だし設置 長1メー トル当た り2,380	一般社団 法人長崎 県畜産協 会						

	すること により、 バイオセ キュリ ティの向 上及び畜 産物の安 定供給を 図る。	護柵の整備に 必要な経費	円を限度 とする。
--	--	-----------------	--------------

**長崎県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 平戸田平線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市下中野町字磯道733番1地先から 平戸市下中野町字磯道734番地先まで	前	14.7~17.4	23.4	
	後	17.4~20.9	23.4	

**長崎県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島町間伏郷字犬瀬701番28地先から 南松浦郡新上五島町間伏郷字犬瀬701番28地先まで	令和2年2月7日

**長崎県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市下中野町字磯道717番地先から 平戸市下中野町字磯道753番14地先まで	令和2年2月7日

**長崎県告示第70号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年2月7日

相の浦港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日  
令和2年1月29日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 五島市  
所在地 長崎県五島市福江町1番1号  
代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎  
代表者の住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
長崎県五島市奈留町浦字先古巣708番5から708番4地先道に至る地先
  - (2) 区域  
省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面積  
354.47平方メートル
- 4 埋立地の用途  
緑地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成8年12月4日  
長崎県指令8港許第58号
- 6 閲覧場所  
長崎県五島市福江町1番1号  
五島市役所

**長崎県告示第71号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			田上(6)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	田上一丁目		20番1の一部、21番イの1一部、12番イの一部、12番ロの一部、32番22の一部
		三景台町		32番9の一部、32番11の一部

## 公 告

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の購入件名及び数量
  - ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
 予定契約電力 2,294kW、予定使用電力量 5,625,300kWh
  - ② 長崎県県北・五島地区で使用する電力  
 予定契約電力 1,226kW、予定使用電力量 2,194,500kWh
  - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
 予定契約電力 1,506kW、予定使用電力量 3,793,700kWh
  - ④ 長崎県庁舎で使用する電力  
 予定契約電力 2,500kW 予定使用電力量 7,734,500kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 長崎県総務部管財課（施設班）  
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3000
- 3 使用期間  
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 需要場所  
 長崎県が所管する施設
- 5 契約方法  
 一般競争入札
- 6 落札決定日  
 令和2年1月15日
- 7 落札者
  - ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
 長崎県長崎市城山町3-19  
 九州電力株式会社長崎営業所 所長 村川 常雄
  - ② 長崎県県北・五島地区で使用する電力  
 長崎県佐世保市福石町4-12  
 九州電力株式会社佐世保営業所 所長 中川 信次
  - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
 長崎県大村市東三城町13  
 九州電力株式会社大村営業所 所長 中川 寿幸
  - ④ 長崎県庁舎で使用する電力

長崎県長崎市城山町3-19

九州電力株式会社長崎営業所 所長 村川 常雄

8 落札価格

- ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
70,271,003円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ② 長崎県県北・五島地区で使用する電力  
28,871,757円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
47,353,805円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ④ 長崎県庁舎で使用する電力  
83,697,397円（地方税及び地方消費税は含まない。）

9 入札公告日

令和元年11月29日

10 落札方式

最低価格

**県営土地改良事業計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営赤似田地区土地改良事業（ため池整備事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

赤似田地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和2年2月7日から令和2年3月10日まで

3 縦覧場所

大村市役所農林水産整備課

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧期間 令和2年2月7日から令和2年2月20日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所河川課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

- (1) 佐世保市竹辺町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- (2) 佐世保市新田町  
急傾斜地の崩壊及び土石流

- (3) 佐世保市小野町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- (4) 佐世保市母ヶ浦町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- (5) 佐世保市椎木町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- (6) 佐世保市星和台町  
急傾斜地の崩壊
- (7) 佐世保市日野町  
急傾斜地の崩壊及び土石流

#### 4 意見書の提出

- (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。

- (4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25  
県北振興局建設部砂防防災課

#### 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年2月7日から令和2年2月20日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 五島振興局建設部河港課、五島市役所行政資料室
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
  - (1) 五島市平蔵町  
地滑り
  - (2) 五島市猪之木町  
地滑り
  - (3) 五島市久賀町  
地滑り
  - (4) 五島市富江町  
地滑り
  - (5) 五島市玉之浦町  
地滑り
  - (6) 五島市岐宿町  
地滑り
  - (7) 五島市奈留町  
急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り

## 4 意見書の提出

- (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき五島市長に意見聴取を求める際に添付する。

## (4) 提出先

〒853-8502 五島市福江町7-1  
五島振興局建設部河港課

---

**雑 報**

---

**一般競争入札の実施（公告）**

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年2月7日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校で使用する電力  
契約電力 800 kW  
年間予定使用電力量 1,606,000 kWh

## (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 供給期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

## (4) 供給場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

## (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

- (2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

- イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。  
なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。  
(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 4の部局とする。  
(提出期限) 令和2年2月26日(水) 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等  
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123  
(名称) 長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ  
(電話) 0956-47-2191
- 5 契約事項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所  
(期間) この公告の日から令和2年2月17日(月) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)  
(場所) 4の部局とする。  
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。  
郵送不可。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等  
(期日) 令和2年3月11日(水) 15時30分開始  
(場所) 長崎県立大学佐世保校大学院棟2階616教室  
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
徴しない。  
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
- (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。  
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。  
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。  
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

## 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二一  
一一  
二一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺ク  
イ  
田ク  
宏  
リ  
ン  
ト  
弥